

令和8年度 世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト 「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

1 事業概要

佐賀県では、「世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト」において、日本磁器産業の発祥地である有田町を中心に、陶磁器に関する文化資源を核とした“生きたミュージアム”づくりを進め、佐賀県を、欧米を中心とする文化関心層が目指す地とするプロジェクトを進めている。

本事業は、この取組をさらに推進するため、文化庁が実施する「令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(ACE プログラム)」(※以下、「ACE プログラム」という)を活用し、佐賀の陶磁器文化が有する本質的価値を体感できる宿泊施設の整備に取り組む事業者を募集するものである。選定された事業者は、県と共同で ACE プログラムへ申請し、採択後は、県で選定した宿泊施設の整備・運営に関する専門知識を有する地域コーディネーターの伴走支援を受けながら事業を進めることとなる。

宿泊体験を通して、有田焼をはじめとする佐賀の陶磁器文化の魅力や価値を体感させるとともに滞在の長期化を促進することで、地域事業者のおもてなし力の向上・収益力・生産性向上など、地域に好循環を生み出し、ひいては、県内事業者の所得増加や文化・産業の継承及び発展を目指す。

(※)令和8年度 本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業(ACE プログラム)

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/94323802.html>

【ARITA プロジェクトで目指す宿泊施設の姿】

ARITA Aritisan Hotel — アリタアルチザンホテル(仮)

(コンセプト)

- ・Aritisan = 作り手・職人。陶磁器産業を支える人々にスポットを当て、作り手の思想や作陶の工程、歴史、暮らしといった背景が理解できる宿泊施設
- ・主に欧米を中心とする文化関心層の中でも、高付加価値旅行者の方がターゲット
- ・旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設が望ましい
- ・単なる宿泊機能だけではなく、佐賀の陶磁器文化の価値に触れる「文化体験」を一体として整備された宿泊施設
- ・ARITA 全体のブランド向上に寄与する、エリアのシンボリックな存在となる宿泊施設

【運営スキームのイメージ】



※古民家の所有者もしくはホテルの運営会社どちらでも共同申請パートナーとして申請可能

2 事業の流れ

県は、ACE プログラムの共同申請者として、佐賀の陶磁器文化を体感できる宿泊施設の整備等に取り組む事業者等(以下「パートナー」という。)を選定する。

選定後、県とパートナーは文化庁への申請に必要な書類を作成するとともに、必要に応じて計画内容の見直し(内容の修正、規模の拡大・縮小等)について協議し、事業実施の方法を整理する。

宿泊施設整備にかかる取組は、文化庁による交付決定後に開始するものとし、事業期間は2カ年として、令和8年度は設計まで、令和9年度は施工までを完了させることを前提とする。

事業の進行にあたっては、地域コーディネーターからの支援を受けながら、最終的に自走できる体制づくりを進める。

なお、パートナーに選定されても、文化庁の補助事業に必ず採択されるとは限らない点に留意すること。



3 応募者(パートナー候補者)の要件

本事業に応募することができる者は、有田町において、欧米を中心とする文化関心層を対象に、佐賀の陶磁器文化が有する本質的価値を体感できる宿泊施設の整備を目的とした古民家改修等に取り組む事業者・団体等で、次の全ての要件を満たすものとする。

なお、代表者、役員及び従業員が「佐賀県暴力団排除条例」に指定する暴力団及び暴力団員ではないこと。

(1) 地方公共団体、民間事業者(会社、公益社団法人、NPO 法人等)、観光関連団体(DMO、観光協会等)であって、事業を実施するために必要な運営上の基盤を有する必要があることから、次の4つの要件を満たす者であること。

- ・定款に類する規約を有すること
- ・団体の意志を決定し、執行する組織が確立していること
- ・自ら経理し、監査する会計組織を有すること
- ・活動の本拠となる事務所等を有すること

※原則として、個人事業主による申請は対象外とする。ただし、交付申請時点において、上記(1)の4要件をすべて満たしていることを前提に、文化庁からの交付決定時まで法人化が完了することが確実である場合に限り、例外的に申請を認めることがある。

※事業実施・運営にあたり、店舗の運営主体等、他の主体と連携して取り組む場合は、その旨を明記すること

- (2) 本事業終了後、整備した宿泊施設等を継続して運営(運営委託含む)する意思があること。
 - (3) 整備予定の宿泊施設に ARITA Aritisan Hotel(アリタアルチザンホテル)(仮)のコンセプトを反映させるため、パートナー候補者選定後より、地域コーディネーターの伴走による支援・指導を積極的に受け入れ、連携して取り組むことができる者であること。なお、地域コーディネーターの支援にかかる経費は県が負担する。
 - (4) 国の補助事業の共同申請者として、事務、財務及びコンプライアンス体制を整備できる者
 - (5) 文化庁の採択後、宿泊施設整備から運営開始まで一貫して主体的に関わることができる者
 - (6) 本事業の終了後も、事業効果を把握するため、継続して以下の事項について県へ協力できる者であること。
 - ① 宿泊施設の売上／宿泊者数(国籍別)の定期報告
 - ② インバウンド利用者満足度アンケートの取得への協力
 - ③ 必要な取材対応や事業に係る写真の提供等への協力
- ※①の定期報告については、事業者の負担ができるだけ生じないよう、簡易な報告フォーマットを県にて作成する予定である

4 対象とする宿泊施設の要件について

選定の対象となる宿泊施設は、欧米を中心とする文化関心層を主なターゲットとし、佐賀の陶磁器文化が有する本質的価値を、宿泊体験を通じて深く体感できる「高付加価値な宿泊施設」とする。

ここでいう「高付加価値な宿泊施設」とは、単なる宿泊機能の提供にとどまらず、佐賀の陶磁器文化・歴史・産業等の資源を核とした体験価値を創出し、佐賀の陶磁器のブランディングに資する役割を担い、宿泊者の満足度向上、滞在の質の向上、ひいては高単価化・長期滞在化・再訪につながる施設のことをいうものとする。

高稼働率を追求するよりも、一定の利益確保を前提とし、自然体で無理のない受け入れと、宿泊者の満足度の最大化と佐賀の陶磁器文化のブランディングの両立を図ることを目指す。

よって本事業は、施設整備そのものを目的とするのではなく、佐賀の陶磁器文化が有する本質的価値を、宿泊体験と文化体験を一体として提供するための整備をすることを目的とする。

(1) 対象とする宿泊施設および事業の基本要件

選定の対象となる宿泊施設および事業は、次のすべての要件を満たすこと。

- 有田町内において事業を実施する具体的な計画を有していること。
- 既存宿泊施設の改修は対象外とする。(新規の宿泊施設の開業が前提)
- 旅館業法に基づく許可を受けて営業することを前提とした宿泊施設であることが望ましい。
- 主に欧米を中心とする文化関心層(知的好奇心が高く、文化的背景や物語性を重視する層)を対象とした取組であること。
- 古民家、歴史的建造物、窯元敷地内建築物等、地域ならではのストーリーを有する

既存建築物を活用し、佐賀の陶磁器文化の価値や物語を体感できる空間へと改修するものであること。

※既存施設の改修による整備を対象とし、新築または増築のみを目的とした整備は対象外

- 宿泊料金については、1人あたり1泊5万円以上を目安とし、高付加価値な滞在体験として適切な価格設定がなされていること。
- 基本的受入環境として、次の取組を必須とすること。
 - 安定した Wi-Fi 環境の整備
 - キャッシュレス決済の導入
 - Google ビジネスプロフィールへの登録および継続的な情報更新

(2) 宿泊体験と一体となった文化体験を中核とする事業内容

対象とする事業は、宿泊施設の整備と一体的に、次の観点を満たす文化体験を中核に据えた取組であること。

- 宿泊者が「鑑賞者」にとどまらず、「当事者」として陶磁器文化に主体的に関与できる体験設計となっていること。
- 作り手の思想、制作工程、歴史、暮らしなど、陶磁器文化の背景や文脈が理解できる構成・演出がなされていること。
- 知的好奇心の高い欧米の文化関心層に耐えうる、解説性、物語性、独自性を備えた滞在・体験内容であること。
- 単なる老朽化対策や機能更新にとどまらず、滞在価値の向上、高単価化、長期滞在化につながる内容が見込まれる内容であること。

〔宿泊体験と一体となった文化体験プログラムの例〕

※以下はあくまで例示であり、同様の趣旨を満たす取組を対象とする。

- 作家や職人の工房・窯場に滞在し、本人による案内や非公開工房の視察等を通じて、制作の現場に触れながら過ごす文化滞在型宿泊プログラム
- 宿泊者が自ら選んだ佐賀県の陶磁器を使用し、窯元の歴史や特徴について解説を受けながら体験する飲食・滞在プログラム
- 人間国宝や著名作家の器を用いた食体験を通じ、器と料理の関係性を深く味わうガストロノミープログラム
- 窯元や作家の敷地内建築物を改修し、作品の制作背景や思想を伝えるプレゼンテーション空間を備えた宿泊施設
- 有田焼の工程を一貫して体験できる長期滞在型の制作・滞在プログラム

(3) 留意事項

- 本事業は、施設整備単体で完結するものではなく、宿泊体験と文化体験が相互に補完し合う付加価値の高い整備を目的とするものであること。

- 改修内容および運営計画については、収益性・生産性の向上および持続可能な運営体制の構築につながることを求められる。
- 将来的な自走・発展を見据え、地域事業者との連携や周辺地域への波及効果が期待できる計画とすること。

5 補助の内容

補助内容は、以下のとおりとする。

(1)令和8年度 補助上限額:1,800 万円(※設計にかかる経費を含むこと)

令和9年度 補助上限額:3,200万円(予定) (※施工にかかる経費を含むこと)

※但し、特に事業効果が高いと判断される事業については、予算の範囲内かつ補助対象額の3分の2を上限として、補助上限額を超えて、有識者の意見を踏まえ、県が決定した額に変更することができるものとする。

(2)補助率:原則、補助対象額(税抜額)の2分の1以内とする

※但し、応募事業者の財政規模等の条件に応じて補助対象額(税抜額)の3分の2を上限に予算の範囲内で額を調整することができるものとする。

※原則、消費税額は補助対象外経費となるが、免税事業者等条件に該当する者は、消費税を補助対象経費に含めて補助額を算定することができる。(P.8「9 消費税の取り扱い」記載)

(3)補助対象期間:令和8年度 文化庁の交付決定日から令和9年3月16日まで

※令和9年度は別途通知

(4)採択予定件数:2 件程度

6 補助対象経費

補助事業の対象となる経費は、ACE プログラム(本物の日本文化を体験する観光拠点整備事業)における補助対象範囲に基づき、高付加価値な宿泊施設の整備および宿泊体験と一体となった文化体験の造成・実装に資するものとして、次に掲げる経費を補助対象とする。

※ACE プログラムの補助対象範囲については、「令和8(2026)年度 文化資源活用事業費補助金公募要領」P.4～6、P.22～26 を参照すること。

【重要】

本事業では、令和8年度中に宿泊施設改修に係る設計を完了させるとともに、令和9年度中に施工を完了させることを必須要件とする。

(1)宿泊施設の整備および文化体験の提供に必要な施設改修等に係る経費

宿泊体験と文化体験を一体的に提供するために必要な、既存施設の改修・整備に係る次の経費を対象とする。

- 施設改修に係る設計費、工事監理費
(文化体験・宿泊体験の質を高めるための技術的指導、当該施設における体験価値の向上に資する空間構成・動線設計・機能配置等に関する企画・プランニング支援に要する費用を含む)

- 建設工事費、内装工事費
- 展示用設備、案内・解説設備(多言語対応を含む)
- 電気設備、衛生設備、給排水設備等の整備費
- 滞在の快適性・利便性向上に資する付帯設備・管理設備の整備費
- 宿泊者および来訪者の安全確保のための防災設備整備費
- 文化体験・宿泊体験の拠点として活用するための施設改修費
- 文化観光目的での利活用を前提とした廃屋の撤去費
(※跡地が文化体験または宿泊拠点として利用される場合に限る)

(2) 宿泊体験と一体となった文化体験プログラムの造成に係る経費

高付加価値な宿泊体験の中核となる文化体験プログラムの企画・造成・検証に必要な、次の経費を対象とする。

- 宿泊体験と連動した文化体験プログラム、旅行商品の企画・開発に係る経費
- 宿泊体験と連動した文化体験プログラムの造成に必要な市場動向調査、ターゲット顧客分析および価格設定検討に係る調査経費
- 文化的価値の解釈や体験設計の高度化を目的とした、専門家からの意見聴取に係る経費
- 宿泊施設・文化体験プログラムの担い手となる人材(宿泊施設のスタッフ、職人、作家、ガイド、コーディネーター等)の確保・育成に係る経費(育成プログラムの設計、実践的研修の実施等)
- 造成した文化体験プログラムの内容検証を目的とした、モニターツアーの開催に係る経費
- OTA 掲載、旅行会社、DMC 等への営業活動など、販路開拓に係る経費

(3) 宿泊・文化体験の受入環境整備に係る経費

欧米を中心とする文化関心層の受入体制強化を目的とした、次の経費を補助対象とする。

- 多言語対応に係る経費
- 無料公衆無線 Wi-Fi の整備費用
- キャッシュレス決済環境の整備に係る費用
- トイレの洋式化等、受入環境改善に係る費用
- 手ぶら観光、海外配送対応等、滞在満足度向上に資する取組に係る費用

(4) 高付加価値な宿泊・文化体験の販売・発信基盤整備に係る経費

造成した宿泊・文化体験を、効果的に発信・販売するために必要な次の経費を対象とする。

- 写真、動画、パンフレット、タリフ(宿泊施設・文化体験プログラムの概要・価格・条件をまとめたセールスツール)等、対外的な情報発信および販売に必要な素材作成費
- 自社サイトの構築・改修、AI 検索を想定した情報発信に係る経費
- 造成した宿泊・文化体験プログラムに関する旅行会社、DMC 等向けファミトリップの実施に係る経費

<補助対象経費に関する留意事項>

(1)宿泊および文化体験プログラムの収益発生に伴う補助金額の調整について

事業期間内(文化庁の交付決定日から令和9年3月16日まで)に、ACE プログラムの補助対象となった宿泊施設及び文化体験造成事業に要した総費用を上回る収益が、当該宿泊・文化体験から直接発生した場合には、その超過分について、パートナーと協議のうえ、補助額から減額することがある点に留意すること。

(2)改修工事の設計費について

施設改修に係る設計費は補助対象経費とするが、設計のみを補助事業として実施することはできず、改修工事の実施まで行うことを必須要件とする。

(3)宿泊費について

専門家や旅行会社を対象としたモニターツアーやファミトリップ等で発生する宿泊費については、真に必要な場合のみ(食糧費は全て補助対象外)とし、佐賀県内の宿泊費については、上限が11,000円(「国家公務員等の旅費支給規程」別表第二 宿泊費基準額区分:佐賀県職務の級が十級以下の者等に準ずる)となることに留意すること。

(4)備品費について

- ・本事業の取組に必要となる機械・備品の購入費及び修繕費等(ただし、税抜50万円以上の財産を取得した場合、財産取得管理台帳への記載が必要となる)
- ・補助対象となる備品については、原則5万円以上、耐用年数3年以上のもの。(物品によって、耐用年数が長く、保管・管理ができ、事業に資するものであれば認められる可能性もある。)

7 補助対象外経費

補助対象外経費は、以下のとおりとする。

- ・本事業に直接関係のない経費
- ・文化庁の交付決定前に発生した経費
- ・完了実績報告書の提出以降に支払いが行われる経費
- ・(パートナーが課税事業者の場合)消費税額
- ・食糧費全般(講師用の弁当、会議用の水等も全て)
- ・消耗品費全般(PC,プリンター、机、椅子、キャビネット、固定されていない棚・展示ケース等)
- ・交通費のうち特別料金(グリーン料金・ビジネスクラス料金等)、タクシー代、レンタカー代、ガソリン代
- ・不動産関係費(不動産購入費、不動産賃費、安全柵等の整備費)
- ・補助対象事業者(パートナー)が当然負担すべき経費
(常勤職員の賃金・通勤費等人件費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費並びに通信料、パソコン・プリンタの借料、コピー機の保守料、ドメイン取得・

サーバー維持管理費、建物等の維持管理経費、クリーニング代、収入印紙代、印鑑類、振込手数料、資金調達に必要な利子等)

- ・受益者負担とすべき経費(旅行者・参加者・受講者等から実費を徴収すべき経費(講座参加者用書籍代、ワークショップ等の原材料費、景品の購入や割引に係る経費等)
- ・広告等、一過性にとどまり、継続的な効果が見込まれない取組
- ・地域色の薄い取組(その地域固有の伝統芸能・伝統行事等以外の公演に係る経費)
- ・応募経費(本事業の応募に係る通信費、旅費等)

8 消費税の取り扱い

原則として、本事業において、消費税(地方消費税を含む、以下同様)を補助対象経費に含めることはできない。

但し、以下に該当するパートナーは、消費税を補助対象経費に含めて、補助額を算定できるものとする。

※「9 審査にかかるスケジュール等 (6)最終審査用申請書の提出について オ 消費税処理例外対応宣誓書」の提出が必要

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者
- (3) 簡易課税事業者で補助事業者
- (4) 国もしくは地方公共団体、消費税法別表第3に掲げる法人である補助事業者
- (5) 国または地方公共団体の一般会計に係る業務として事業を行う補助事業者
- (6) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

9 審査にかかるスケジュール等

<審査の流れ>

本審査は、次の流れで実施するものとする。

まず、「パートナー候補者選定審査会」において、『パートナーとなる候補者』を選定する。

選定された候補者は、審査員からの助言や指導を踏まえ、地域コーディネーターによる伴走支援を受けながら、申請書の内容をさらに磨き上げ、「パートナー確定審査会」に臨む。

その後、「パートナー確定審査会」において、厳格な審査のもと、『パートナー』を決定し、その後、県の共同申請パートナーとして、文化庁に対して、共同で申請を行う。

<スケジュール>

本事業名	令和8年度 世界の文化創造拠点 ARITA プロジェクト 「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集事業
募集期間	■募集開始 令和8年5月27日(水曜日)から開始 ■パートナー候補者選定審査用申請書の提出期限 令和8年7月22日(水曜日) 午後5時まで ■パートナー確定審査用申請書の提出期限 令和8年8月21日(金曜日) 午後5時まで
説明会参加申込	令和8年6月8日(月曜日)正午まで
説明会開催	令和8年6月9日(火曜日)午後4時から午後5時半まで
事業に対する質問・相談	募集期間終了まで随時受付
参加表明書の提出期限	令和8年7月3日(金曜日)午後5時まで
パートナー候補者選定 審査用申請書の提出期限	令和8年7月22日(水曜日)午後5時まで
パートナー候補者選定 審査会開催 (現地視察含む)	令和8年7月28日(火曜日) ※時間帯は個別に通知
パートナー候補者確定 審査結果の通知	令和8年7月30日(木曜日) ※電子メールにて通知
パートナー確定審査用 申請書の提出期限	令和8年8月21日(金曜日)午後5時まで
パートナー確定審査会開催 (プレゼンテーション)	令和8年8月26日(水曜日) ※時間帯は個別に通知

パートナー確定審査選定結果通知	令和8年8月28日(金曜日)予定 ※電子メールにて通知
文化庁への共同申請	令和8年9月上旬予定 ※個別に通知
(参考) 文化庁交付決定後の体験プログラム造成事業期間	文化庁交付決定の日から令和9年3月16日(火曜日)まで

(1)説明会の開催

本事業の説明会について、下記のとおり開催する。

日 時:令和8年6月9日(火曜日) 午後4時から午後5時半まで

場 所:佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1)※駐車場あり

実施方法:対面およびオンライン

- ・説明会への参加を希望する者は、令和8年6月8日(月曜日)正午までに、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【説明会】ARITA宿泊整備事業(社名)」として、①商号又は名称、②代表者氏名、③担当者氏名、④参加予定人数、⑤電話番号、⑥参加方法(対面もしくはオンライン)、⑦(あれば)質問事項について、記載すること。
- ・本事業の応募にあたり、説明会への参加は必須ではない。

(2)事業に対する質問・相談

募集期間終了まで随時受け付けるため、質問・相談等がある場合は佐賀県観光課

(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【質問】ARITA 宿泊整備事業(社名)」

として、メール本文に「問い合わせ者(役職・氏名)」「電話番号」「質問・相談内容」を記載のうえ、電子メールを送付すること。

(3)参加表明書の提出について

本事業の応募を希望する者は、令和8年7月3日(金)午後5時までに、次に掲げる書類を1部提出しなければならない。

①参加表明書(様式第1号)

②誓約書(様式第2号)

提出は「11 提出先・問い合わせ先」持参又は郵送による。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【参加申込】ARITA 宿泊整備事業(社名)」として、参加表明書及び誓約書を添付のうえ電子メールを送付すること。

※本業務に応募する意思のある者は、必ず参加表明書を提出すること。提出後、必要に応じて県によるヒアリングを実施する場合がある。

(4) パートナー候補者選定用審査申請書の提出について

本審査では、「パートナーとなる候補者」を選定する。

① パートナー候補者選定数

2件程度

② 提出書類 下記のア～エについて各10部ずつ提出すること

ア パートナー候補者選定用申請書(様式第3号)

イ 申請者の概要(様式任意)

ウ 申請者の定款又はそれらに類する規約及び構成員名簿(様式任意)

エ 令和5年度から令和7年度までの3年間分の損益計算書又は正味財産増減計算書及び貸借対照表(各年度分)

- ・本申請時点で、見積書や設計図の提出は必須とはしていないが、参考資料として提出できるものがある場合は、併せて提出をすること。
- ・提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。
- ・提出された提案書及び添付資料は返却しない。

③ 提出期限

令和8年7月22日(水曜日) 午後5時まで

④ 提出方法

提出書類一式(各10部)を「11 提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【候補審査】ARITA宿泊整備事業(社名)」として、資料一式をPDFデータで送付すること。

(※容量が5MB以上となる場合は、大容量ファイル送信サービスで送付すること)

注)郵送の際は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

⑤ 留意事項

- ・本申請の時点で、改修対象となる施設が確定していることを必須とする。
(未確定・検討中の場合は申請不可)

(5) パートナー候補者選定用審査会(現地視察およびヒアリングによる審査)の日時及び場所

下記のとおり、審査会(現地視察およびヒアリングによる審査)を実施する。

日時:令和8年7月28日(火曜日) ※時間帯は個別に通知

場所:宿泊施設の整備予定地

- ・審査は申請者毎に行う。申請者毎の審査実施時間は別途連絡する。
- ・なお、申請者が多数の場合は、提案書の事前審査(書類選考)を行い、審査対象者を決定する。

- ・審査時間は1者あたり1時間程度(整備予定の宿泊施設の概要プレゼンテーション20分、現地をご案内いただきながらの説明20分、質疑応答20分を目安)を予定しているが、申請状況等を踏まえ、審査方法や時間配分等については変更する場合がある。
- ・プレゼンテーション用に使用する資料は作成可とし、提出期限については別途通知する。

(6) パートナー候補者選定用審査の選定結果の通知

令和8年7月30日(木曜日)までに、電子メールによりすべての申請者に対して通知する。

(7) パートナー確定審査用申請書の提出について

本審査では、最終的な「パートナー」となる者を決定する。

① 提出書類 下記のア～カについて各10部ずつ提出すること

ア パートナー確定審査用申請様式(様式第4号)

イ 令和5年度から令和7年度までの3年間分の損益計算書又は正味財産増減計算書及び貸借対照表(各年度分)

ウ(免税事業者等、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定することを希望する者のみ) 消費税処理例外対応宣誓書(様式第5号)

エ 見積書の写し

- ・見積書は、令和8年度実施分(設計を含む)と令和9年度実施分(施工を含む)に分けて、それぞれ2社以上から取得すること。

- ・申請様式に記載する令和8年度および令和9年度の「総事業費」は、提出した見積書の中で最も安い金額を記入すること。

- ・「総事業費」のうち、「補助対象経費」と「補助対象外経費」を明確に区分し、それぞれの内容がわかるようにしておくこと。

オ 仕様書(見積書を依頼する際に示す、必要な条件や仕様を記載した書類)

カ 設計図、位置図、その他内容を補足するための参考資料(様式任意)

- ・提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

- ・提出された提案書及び添付資料は返却しない。

② 提出期限

令和8年8月21日(金曜日) 午後5時まで

③ 提出方法

提出書類一式(各10部)を「11 提出先・問い合わせ先」へ持参又は郵送すること。また、原本の持参又は郵送に加えて、佐賀県観光課(kankou@pref.saga.lg.jp)宛てに、タイトルを「【確定審査】ARITA宿泊整備事業(社名)」として、資料一式をPDFデータで送付すること。

(※容量が5MB以上となる場合は、大容量ファイル送信サービスで送付すること)

注)郵送の際は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

(8) パートナー確定審査会(プレゼンテーション)の日時及び場所

下記のとおり、審査会(プレゼンテーション)を実施する。

日時:令和8年8月26日(水曜日)

場所:佐賀県立九州陶磁文化館 研修室1

(佐賀県西松浦郡有田町戸杓乙 3100-1) ※駐車場あり

- ・プレゼンテーションは申請者毎に行う。申請者毎の開始時間は別途連絡する。
- ・プレゼンテーション用に使用する資料は作成可とし、提出期限については別途通知する。
- ・審査時間は1者あたり40分程度(説明20分、質疑20分程度)を予定している。

(9) パートナーとしての選定結果の通知

令和8年8月28日(金曜日)までに、電子メールによりすべての申請者に対して通知する。

(10) 文化庁への共同申請

令和8年9月上旬頃を予定しており、パートナーと個別で調整する。

10 その他

(1) 事務局との調整・手続に係る留意事項

ACE プログラムの活用にあたり、文化庁及び当該事業事務局との面談や指示、精算にかかる証拠書類の提出等、本募集要項に定めがない事項等も含め、適切に対応すること。

(2) 宿泊施設整備後の県への協力について

パートナーは、事業終了後も、県の求めに応じて下記の報告・協力を行うこと。

- ① 宿泊施設の売上／宿泊者数(国籍別)の定期報告
- ② インバウンド利用者満足度アンケートの取得への協力
- ③ 必要な取材対応や事業に係る写真の提供等への協力

※①の定期報告については、事業者の負担ができるだけ生じないよう、簡易な報告フォーマットを県にて作成する予定である。

(3) 関係書類の作成・保存

- ・補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。
- ・資金の流れを明確化するために、支出関係書類、会計帳簿、預金通帳には番号を付した上で、必ず資金の流れが紐づけられるようにすること。
- ・対象となる必要経費(使用料、賃料、委託費、請負費等)の執行に当たっては、佐賀県の契約規則等に準拠した手続きを執ることとし、見積書の徴取、複数者からの見積書の徴取、契約書の取り交わし、請書の徴収を徹底すること。
- ・会計書類を整備するとともに、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。
- ・その他、ACE プログラム公募要領の規定に従うこと。

(https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101_01.pdf)

(4)取得財産の管理等

パートナーは、文化庁の交付決定後、補助事業により取得した建物、設備及び備品その他の財産、又は当該事業により効用が増加した財産のうち、取得価格(税抜)50万円以上のもの(以下「取得財産等」という。)については、以下の①から③までに従い、適切な管理運用を図らなければならない。

①財産取得管理台帳の整備

取得財産等に関する特別の帳簿を備え、その取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び価格並びに取得財産等に係る補助金等の取得財産等に関する状況が明らかになるよう整理しなければならない。

上記の内容を満たす取得財産における管理台帳等を事前に備えている場合は、既存の台帳で管理するものとする。

②取得財産の管理

取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意を持って管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

③財産処分の制限

取得財産等について、事業終了後も一定期間※1において、その処分※2等につき県及び文化庁の承認を受けなければならない。なお、承認後に処分等を行い、収入があったときには、補助金の一部を返納してもらうことがあるため留意すること。

※1 一定期間

取得財産ごとに「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年3月31日付大蔵省令15号)で定める期間による。

※2 処分

補助金の交付の目的以外に使用すること。他の者に貸し付けもしくは譲り渡す、他の物件と交換する、債務の担保に供する、廃棄する等。なお、補助金の交付の目的の範囲内において、改修した施設を運営者へ貸し出し、飲食店、宿泊施設、文化体験の提供に供する場合等においては、この限りではない。

④立入検査

本事業の進捗状況確認または終了後、県または文化庁、会計検査院等が実地検査に入る場合がある。

本検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければならない。

11 提出先・問合せ先

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課 担当:グローバル文化観光推進担当 岩根、兼武
〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

E-mail:kankou@pref.saga.lg.jp Tel:0952-25-7386

(参考)申請書類チェックリスト

	提出方法	課税事業者	免税事業者、 簡易課税事業者等 (※消費税額を補助対象経費 に含めることを希望する 事業者)
1. 参加表明書 締切期限:令和8年7月3日(金)午後5時まで			
① 参加表明書 (様式第1号)	1部 持参または	○	○
② 誓約書 (様式第2号)	郵送 併せて電子 メールで ファイルを 送付	○	○
2. パートナー候補者選定審査用申請様式 締切期限:令和8年7月22日(水)午後5時まで			
① パートナー候補者 選定審査用申請書 (様式第3号)	各10部ず つ持参また は郵送	○	○
② 申請者の概要 (任意様式)	併せて	○	○
③ 申請者の定款又は 類する規約及び 構成員名簿	資料一式 をPDFで 電子メール で送付	○	○
④ 損益計算書又は 正味財産増減計算書 及び貸借対照表 (令和5-7年度)		○	○
⑤ (あれば)見積書、 設計図、その他 内容を補足する 参考資料 (任意様式)		○	○

3. パートナー確定審査用申請様式 締切期限:令和8年8月21日(金)午後5時まで			
① パートナー確定 審査用申請様式 (様式第4号)	各10部ず つ持参また は郵送 併せて 資料一式 をPDFで 電子メール で送付	○	○
② 損益計算書又は 正味財産増減計算書 及び貸借対照表 (令和5-7年度)		○	○
③消費税処理例外対応 宣誓書 (様式第5号)		—	○
④見積書の写し (令和8年度実施 分・9年度実施分 を分けて提出 2社以上)		○	○
⑤仕様書		○	○
⑥設計図、位置図、 その他内容を補足 する参考資料 (任意様式)		○	○